Ｃ－４

電気工事業登録申請書類一覧表

（ ３ ）登録事項等変更届出書　（様式１１）

（１７）申請者の備付器具調書（一般用・自家用電気工作物）

（２１）登録電気工事業者登録証（原本）

※手数料：**２，２００円**（福岡県領収証紙　県庁地下１F売店にて販売）

※登録更新と併せて電気工事の種類の変更（変更から１ヶ月以内に届出した場合に限る。）

を行う場合の手数料は、更新登録手数料のみ。

※自家用電気工作物の追加を行う際、主任電気工事士が第二種電気工事士免状での登録の場合は、第一種電気工事士免状又は認定電気工事従事者認定証の写しが必要。

様式第11（第７条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録事項等変更届出書 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　　月　　日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　福岡県知事　　殿

　　 〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔TEL（　　　）－　　　－　　　　〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

法人にあっては法人番号

　登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１０

条第１項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

　１　登録の年月日及び登録番号

　２　変更事項の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 従前の内容 | 変更後の内容 |  |
|  |  |

　３　変更の年月日

　４　変更の理由

（備考）

　　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　２　×印の項は、記載しないこと。

　　３　登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

|  |
| --- |
| 日中連絡の取れる連絡先 |
| －　　　　－ |

【添付書類】法第２４条

　　　　　　施行規則第１１条

　　　　　　　　　　　備　付　器　具　調　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 製造年月 | 製造番号 | 台数 | 製造業者名 |
| 絶縁抵抗計 |  |  |  |  |
| 接地抵抗計 |  |  |  |  |
| 回路計であって  抵抗および交流電圧  を測定できる器具  （テスター、クランプ等） |  |  |  |  |
| 低圧検電器 |  |  |  |  |
| 高圧検電器 |  |  |  |  |
| 継電器試験装置 |  |  |  | 借用（有・無） |
| 絶縁耐力試験装置 |  |  |  | 借用（有・無） |
| 計 | 台 | | | |

（記載上の注意）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．一般用電気工作物等のみの場合 | | | | |  |  | 枠内の器具を所有すること。 |
|  |  |
|  | | | | |
|  |  |  | | |
| ２．一般用及び自家用電気工作物の場合 | | | | |
|  |  | ＋ |  |  |

　　※　ただし、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、必要に応じて借用す

　　　ることができる。

電気器具貸与に関する承諾書

令和　　　年　　　月　　　日付けをもって　　　　　　　　　　　様から借用申込み

のあった電気器具については、下記により　　　　　　　　　　　様の必要に応じて随時

貸与することを承諾いたします。

　ただし、貸与者と借受者が下記電気器具の使用について競合する場合は、そのときに両

者間で調整することとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１．貸与物件

　　　　（１）継電器試験装置

　　　　（２）絶縁耐力試験装置

　２．貸出有効期限

　　　　　　　　　　　　様が、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置を購入等の方法に

　　　　より所有するまでの間

　３．物件破損の場合

　　　　　借受人が修繕等の費用を負担すること。

　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

　　借受人　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　貸与人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。